

10/8

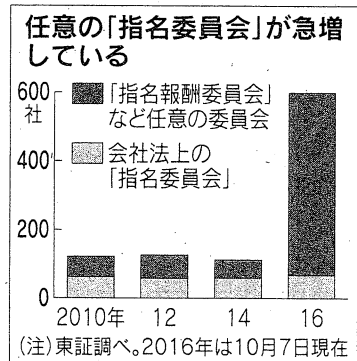
社長など経営陣の人事を議論する指名委員会を設置する企業が増えていく。7日時点では法定と任意の指名委を合わせて約600社が導入した。企業価値を大きく左右するトップ人事には投資家の関心も高い。主要企業の半数では社外取締役が指名委の過半を占め、選任手続きや育成計画の客観性や透明性を高めようとしている。

「将来の経営トップ候補には様々な重要ポストを1~2年経験させる」。9月29日、オリンパスの蛭田史郎・社外取締役(旭化成元社長)は100人近い投資家やアナリストに力説した。企業統治に絞ったオリンパス初の説

指名委設置、600社に急増

トップ人事 投資家の関心高く

「社外が過半」、透明性確保



今年度任意の指名委を設置した主な企業

企業名	社外取締役	社内取締役	社外取締役・監査
ニトリHD	2	3	3
丸井G	1	2	2
田辺三菱	2	※3	※3
AOIプロ	2	※3	※3
ライオン	1	※4	※4
ノーリツ	1	※2	※2
郵船	2	3	3

(注) 数字は指名委の構成(人)、※は委員長が社外取締役

明会で、話題は後継の育成にも及んだ。2011年に不正会計事件を起こしたオリンパスは翌12年に任意の指名委を設置した。3人の委員のうち2人は蛭田氏を含む社外取締役だ。社外取締役が投資家と直接対話するのは珍しく、市場

明会では「先駆的な取り組み」では「先駆的な取り組み」(シティグループ証券)との声が多い。指名委を置く上場企業は2年前に比べると5倍強に急増した。今年5月の調査では、2年前に比べると5倍強に急増した。今年5月の調査では、2年前に比べると5倍強に急増した。今年5月の調査では、2年前に比べると5倍強に急増した。

▼指名委員会 社長など経営トップの後任人事を議論し決定する委員会。法定と任意の2種類がある。企業統治の面で条件が厳しい「指名委員会等設置会社」がつくる

「指名委は法定で、人事案には法的拘束力がある。監査役会設置会社や監査等委員会設置会社の指名委は任意で、法的な拘束力を持たず、参加者の開示義務もない。」

有されてきたことだ。とくに増えているのが、監査役会設置会社などが置く任意の指名委だ。法定の指名委は社外取締役が過半を占める必要があるが、任意ではその定めはない。それでも、時価総額の大きい主要企業100社では、半数の50社で社外取締役が過半を占める。任意でも法定と同様の形式にして透明性をアピールする狙い

した日本郵船は5人の委員のうち、元外交官の岡本行夫氏ら3人を社外取締役とした。工藤泰三会長が務める委員長についても「見直しを視野に入れている」(郵船)。9月末に導入を決めたノーリツも、委員会は社外取締役を過半にした。

社外取締役を多数とする企業が増える背景には、4月にセブン&アイ、必要開示を促す「三ツU F J モルガット」(三菱UFJモルガット)の混乱はなかったはずと指摘する。

トップ人事が企業の文化や歴史を集約する以上、指名委の活用法に正解はない。企業に問われるのは「トップ選任のプロセスを明確にして、必要な開示をすること」(三菱UFJモルガット)だ。

セブン&アイは任意の指名委を置いていたが、構成は当時の鈴木敏文会長ら社内出身者2人に対して社外取締役も2人と同数だった。中核子会社の人事案を巡り指名委が社内外で割れ、調整が難航した。人事コンサルティング会社の幹部は「社外が過半であれば、これまでの混乱はなかったはず」と指摘する。

今月から指名委を設置する企業と投資家で広く共